

愛知県公立大学法人教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人教職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第2号。以下「就業規則」という。）第43条の規定に基づき、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する教職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 教職員の勤務時間、休日、休暇等に関しこの規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。

(勤務時間)

第3条 教職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。ただし、職員にあつては1日につき7時間45分とする。

2 愛知県公立大学法人教職員育児休業及び介護休業に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第33号）第24条の規定により、同規程第20条に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の申出をした教職員の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該申出をした育児短時間勤務の形態による勤務時間とする。

3 愛知県公立大学法人再任用に関する規程第2条1項の規定により採用された職員で短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり33時間45分とする。

(始業及び終業の時刻)

第4条 職員の始業及び終業の時刻は、所属の区分に応じ別表第1のとおりとする。

2 勤務の都合により、別表第1の所属の区分に応じ当該区分欄に掲げる区分ごとに、職員に対し交替勤務を命ずるものとする。

3 教員及び助手（以下「教員等」という。）の始業及び終業の時刻は午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、業務の状況等により、第7条及び第7条の2の規定により定められた勤務時間とすることができる。

4 業務の状況により、始業時刻又は終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(休憩時間)

第5条 1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては45分、7時間45分以上となる場合においては1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

2 職員の休憩時間は、所属の区分に応じ別表第1のとおりとする。ただし、業務の状況によりこれを変更することができる。

2の2 教員等の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。ただし、業務の状況等により、第7条及び第7条の2の規定により定められた休憩時間とすることができる。

3 1日の勤務時間が6時間以下の育児短時間勤務をする教職員の休憩時間は、職務の特殊性その他の理由により必要と認める場合は、業務に支障がない範囲内で付与するものとする。

4 業務の性質により必要があるとき又は職務遂行上特別の必要があるときは、労基法第34条第2項の規定による協定の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことができる。

5 教職員は、休憩時間を自由に使用することができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第6条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。第7条第1項の

規定により勤務時間が別に割り振られた教員等についても、同様とする。

- 2 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を割り振るものとする。
- 3 理事長は、業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある教職員については、前2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。
- 4 育児短時間勤務職員をする教職員については、第1項の規定にかかわらず、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、第1項の日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとする。
- 5 育児短時間勤務をする教職員で職員については、第2項の規定にかかわらず、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員は、一週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
- 6 育児短時間勤務をする教職員で変形労働時間制を採る教員等については、1週間の週休日以外の5日間について、当該育児短時間勤務の内容に従い一定期間を平均して1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとする。

(教員等の1ヶ月単位の変形労働時間制)

第7条 教員等の勤務時間は、1ヶ月以内の一定期間を平均して1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、別に割り振ることができる。

- 2 前項の規定による教員等の1ヶ月単位の変形労働時間制については、愛知県公立大学法人教員等の勤務時間取扱要綱(平成19年愛知県公立大学法人要綱第2号)の定めるところによる。

(裁量労働制)

第7条の2 教員の勤務時間は、業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する教員の裁量に委ねる必要のある者については、労基法第38条の3に基づく労使協定により、当該協定に定める時間労働したものとみなす。

(週休日の振替)

第8条 理事長は、教職員に第6条第1項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち次項に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 前項の期間は、勤務を命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。ただし、職務の特殊性のためこの期間により難しい場合においては、理事長は別に期間を定めることができる。
- 3 第1項に定める割り振ることをやめることとなる4時間の勤務時間は、前項に規定する期間内にある勤務日のうち、4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続する勤務時間とする。
- 4 理事長は、週休日の振替え(第1項に定める、勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同項に定める、4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、第6条第2項、第6条第3項及び第1項により勤務時間が割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

5 前4項の規定にかかわらず、育児短時間勤務をする教職員には週休日に勤務を命じないものとする。ただし、業務の運営に著しい支障が生ずると認められるときは命ずることができる。

(休日)

第9条 教職員は、休日には、特に勤務することを命ぜられない限り、所定の勤務時間中においても勤務することを要しない。

2 前項の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）をいう。

(休日の変更)

第10条 理事長は、教職員に休日に勤務することを命じた場合には、勤務することを命じた勤務時間に相当する時間を、勤務することを命じた日を起算日とする4月前の日から当該勤務を命じた日を起算日とする4月後の日までの期間内の他の勤務日において勤務させないことができる。ただし、職務の特殊性のためこの期間により難しい場合においては、理事長は別に期間を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務をする教職員には休日に勤務を命じないものとする。ただし、業務の運営に著しい支障が生ずると認められるときは命ずることができる。

3 第8条第5項ただし書き及び前項ただし書きの規定による週休日の振替え、休日の変更の取扱いは、別に理事長が定める。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第11条 教職員が勤務場所以外で業務に従事した場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したもののみならず。ただし、当該業務を遂行するために所定の勤務時間を超えて勤務することを必要とする場合には、当該業務に通常必要とされる時間を勤務したもののみならず。

(時間外勤務等)

第12条 理事長は、業務の運営上必要がある場合には、教職員に対し、所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務することを命じることができる。

2 前項の場合において、労基法第32条の規定による労働時間を超える勤務又は労基法第35条の規定による休日における勤務については、労基法第36条第1項に規定する協定の定めるところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、育児短時間勤務をする教職員には時間外勤務を命じないものとする。ただし、業務の運営に著しい支障が生ずると認められるときは命ずることができる。

(時間外勤務代休時間)

第12条の2 理事長は、給与規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第18号。以下「給与規程」という。）第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき教職員に対して、理事長の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、60時間を超える時間外勤務を命じた月の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間内に、第6条及び第7条の規定により勤務時間が割り振られた日（第9条第2項に規定する休日を除く。）に割り振られた勤務時間（第10条の規定により勤務させないこととした時間を除く。）の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された教職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務を命ぜられない限り、正規の勤務時間中においても勤務することを要しない。

(育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第13条 小学校就学の始期に達するまでの子（実子、養子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子をいう。以下同じ。）を養育する教職員及び配偶者、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する教

職員が、当該子を養育するために又は当該要介護者を介護するために請求をした場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、1か月につき24時間、1年につき150時間を超えて時間外勤務に従事させないものとする。

2 教職員が、前項に規定する子を養育するために又は要介護者を介護するために請求をした場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）の業務には従事させないものとする。

3 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員が、当該子を養育するために請求をした場合又は要介護者を介護する職員が、当該要介護者を介護するために請求をした場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、時間外勤務に従事させないものとする。

（非常災害時の勤務）

第14条 理事長は、災害その他避けることのできない事由によって、必要があるときは、労基法第33条第1項に規定する手続きを経て、その必要の限度において、臨時に第8条、第10条又は第12条に規定する勤務を命ずることができる。

（休暇の種類）

第15条 教職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇及び組合休暇とする。

（年次休暇）

第16条 理事長は、教職員に対して1年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。）につき20日（再任用短時間勤務職員等1週間の勤務日数が5日未満の教職員にあつては、1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数とする。ただし、その日数が労働基準法の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同法の規定により付与すべきものとされる日数とする。）の年次休暇を与えるものとする。ただし、1年度の途中に新たに採用された教職員のその年度の年次休暇の日数は、その者の採用の月に応じ、別表第2のとおりとする。

2 年次休暇は、教職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、請求された時季にこれを与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

3 年次休暇は、1日を単位として与える。ただし、教職員から請求があつた場合は、半日又は1時間を単位として与えることができるものとし、半日又は1時間を単位として年次休暇を与える場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

（1）半日を単位とする年次休暇は、始業時刻から起算し、所定勤務時間4時間を経過する時刻をもって区分するものとする。

（2）半日を単位とする年次休暇を日に換算する場合は、2回をもって1日とする。

（3）1時間を単位とする年次休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。ただし、短時間勤務をする教職員にあつては、1日の勤務時間の全てを休む場合は、勤務時間数にかかわらず1日とし、1時間を単位とする休暇を日に換算する取扱いは、1日の勤務時間数（1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げ）をもって1日とする。

4 年次休暇が10日以上与えられた教職員に対しては、前項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該教職員の有する年次休暇日数のうち5日について、上司が教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、教職員が前項の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。当該年次休暇は、第3項の規定にかかわらず教員は1日を単位として、職員は1日又は半日を単位で与えるものとする。

5 週休日又は休日の前後にわたって年次休暇を使用した場合には、週休日又は休日を年次休暇に含めないで計算する。

6 年次休暇は、20日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

7 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された愛知県の職員で教職員となった者の年次休暇の日数は、愛知県の職員としての在職期間及び当該在職期間中における年次休暇の残日数を考慮したものとする。

8 前項の規定にかかわらず、定年退職後、引き続き再任用職員となった場合の年次休暇は、従前の身分が継続しているものとみなして、退職前の年次休暇の日数及び時間数を引き継ぐものとし、新たに年次休暇は付与しない。

（育児短時間勤務をする教職員の年次休暇）

第16条の2 理事長は、前条の規定にかかわらず、育児短時間勤務をする教職員に対して、次の各号に定める日数の年次休暇を与えるものとする。ただし、その日数が労働基準法の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同法の規定により付与すべきものとされる日数とする。

(1) 教職員育児休業及び介護休業に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第33号。以下「育児介護休業規程」という。）第21条第1号及び第6号の勤務形態を採る教職員（以下「不斉一型短時間勤務教職員」という。）15.5時間に、1週間の育児短時間勤務の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）。

(2) 育児介護休業規程第21条第2号から第5号までの勤務形態を採る教職員（以下「斉一型短時間勤務教職員」という。）20日に、1週間の育児短時間勤務の勤務日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

2 前項の年次休暇は、1日又は1時間を単位として与えるものとし、その場合の取扱いには次の各号に定めるとおりとする。なお、育児短時間勤務をする教職員からの申出により、半日を単位とする年次休暇を与えることができるものとし、別に理事長が定める時刻をもって半日を区分するものとする。

(1) 1日の勤務時間の全てを休む場合は、勤務時間数にかかわらず1日とする。

(2) 不斉一型短時間勤務教職員の1時間を単位とする休暇を日に換算する場合は、1日の平均勤務時間分数（1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げ）をもって1日とする。ただし、1日の勤務時間のうち1日の平均勤務時間分数以上休む場合は、1日の年次休暇とする。

(3) 斉一型短時間勤務教職員の1時間を単位とする休暇を日に換算する取扱いは、1日の勤務時間数（1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げ）をもって1日とする。

3 翌年度への年次休暇の繰越日数は、当該年度に新規に付与された日数を上限とする。

4 第16条第2項から第4項までの規定は、育児短時間勤務をする教職員の年次休暇について準用する。

（療養休暇）

第17条 教職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、療養のために必要とされる最小限度の日又は時間の療養休暇を与えることができる。ただし、次に掲げる場合以外の場合における療養休暇（以下特定療養休暇という。）の期間は、次に掲げる場合における療養休暇を与えられた日及びこれらの療養休暇に係る傷病のための療養期間中の週休日、休日その他の療養休暇の日以外の勤務しない日（以下これらの日を「除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることができない。

なお、(2)に掲げる場合は、3月を超えない範囲内（ただし、所属長が必要と認めるときは、3月の範囲内でこれを延長することができる。）においてそのために必要な期間につき時間単位で与えられる。

(1) 法人の業務上の傷病及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病のため療養を要する場合

(2) 安全衛生管理規程第29条の規定により勤務時間の短縮措置を講じられた場合

2 同条第1項のただし書、第3項及び第4項の規定の適用については、連続する8日以上（連続する8日以上）の期間における週休日、規程第12条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外

勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日以外の日(以下「要勤務日」という。)の日数が3日以下である場合にあっては、当該期間における要勤務日の日数が4日以上である期間)の特定療養休暇を与えられた教職員(特定療養休暇の期間が連続しているものとみなされた教職員を含む。)が、除外日を除いて連続して与えられた特定療養休暇の期間の末日の翌日から、一回の勤務に割り振られた勤務時間(一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に愛知県公立大学法人教職員育児休業及び介護休業に関する規程第30条に規定する育児部分休業の申出をして勤務しない時間(以下「部分休業等」という。)がある場合にあっては、一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間)の全てを勤務した日の日数(第4項において「実勤務日数」という。)が20日に達する日までの間に、再度の特定療養休暇を与えられたときは、当該再度の特定療養休暇の期間と直前の特定療養休暇の期間は連続しているものとみなす。

3 与えられた特定療養休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き傷病(当該傷病の症状等が、当該与えられた特定療養休暇の期間の初日から当該傷病のため療養を要することとなった日(以下「特定傷病の日」という。)の前日までの期間における特定療養休暇に係る傷病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下「特定傷病」という。)のため療養を要するときは、同条第1項のただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定傷病に係る特定療養休暇を承認することができる。この場合において、特定傷病の日以後における特定療養休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

4 与えられた特定療養休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該与えられた特定療養休暇の期間における特定療養休暇に係る傷病の症状等と明らかに異なる傷病のため療養を要するときは、同条第1項のただし書の規定にかかわらず、当該傷病に係る特定療養休暇を承認することができる。この場合において、当該特定療養休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

5 療養期間中の週休日、休日その他の療養休暇の日以外の勤務しない日は、同条第1項のただし書及び第2項から第4項までの規定の適用については、特定療養休暇を与えられた日とみなす。

なお、療養休暇の日以外の勤務しない日には、年次休暇を使用した日、特別休暇を与えられた日、愛知県公立大学法人教職員育児休業及び介護休業に関する規程第30条に規定する育児部分休業の申出をして1日勤務しない日等及び1日の勤務時間の一部を勤務しない日(当該勤務時間の一部に第17条第2項に規定する部分休業等がある日であって、当該勤務時間のうち、当該部分休業等以外の勤務時間のすべてを勤務した日を除く。)が含まれるものとする。

6 同条第3項及び第4項に定める明らかに異なる傷病には、症状が明らかに異なるものであっても、病因が異なると認められないものは含まれないものとし、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき行う症状、病因等についての診断を踏まえ、明らかに異なる傷病等に該当するかどうかを所属長が判断するものとする。

7 所属長は、教職員が傷病のため治療上必要があると認めるときは、教職員の請求に基づき1時間を単位として療養休暇を与えることができる。

なお、1時間を単位とする療養休暇は医師の診断書等により登退庁の際において通院等の必要が特に認められるときに与えるものとする。

8 特定療養休暇の期間の計算については、1時間を単位とする特定療養休暇を与えられた日は、1日を単位とする特定療養休暇を与えられた日として取り扱うものとする。

9 療養休暇の期間(その期間の末日が翌年度となる場合を含む。)の途中には、原則として年次休暇を使用することはできない。

(特別休暇)

第18条 教職員が別表第3の事由欄に掲げる事由に該当する場合には、それぞれ同表の期間欄に掲げる期間の特別休暇を与えることができる。

2 特別休暇は、1日又は1時間を単位として与える。この場合において、1時間を単位とする特別休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。ただし、斉一型短時間勤務教職員の場合は、1日の勤務時間数（1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げ）をもって1日とする。

3 育児短時間勤務をする教職員及び再任用短時間勤務職員の特別休暇は、1日の勤務時間の全てを休む場合は、勤務時間数にかかわらず1日とする。

4 特別休暇の期間（その期間の末日が翌年度となる場合を含む。）の途中で年次休暇を使用することはできない。

5 週休日又は休日の前後にわたって特別休暇が与えられた場合には、週休日又は休日を特別休暇の期間に含めて計算する。（ただし、別表第3「親族の死亡の場合」及び「結婚する場合」の休暇については、含めて計算しない。）

6 理事長は、別表第3の事由欄に掲げる事由に該当する場合のほか、必要と認める場合には特別休暇を与えることができる。

（組合休暇）

第19条 教職員が、労働組合の構成員として当該労働組合の業務に従事する場合又はその上部団体における当該労働組合の業務に従事する場合には、1年度につき30日以内の組合休暇を与えることができる。ただし、短時間勤務職員は、30日に短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（30日を超える場合にあっては、30日）とする。

2 組合休暇は、1日又は1時間を単位として与える。この場合において、1時間を単位とする組合休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。ただし、斉一型短時間勤務教職員の場合は、1日の勤務時間数（1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げ）をもって1日とする。

3 週休日又は休日の前後にわたって組合休暇が与えられた場合には、週休日又は休日を組合休暇の期間に含めないで計算する。

（給与の取扱い）

第20条 教職員の休暇取得に伴う給与の取扱いは、愛知県公立大学法人教職員給与規程（愛知県公立大学法人規程第18号）の規定による。

（裁量労働制教員の休暇の取得単位）

第21条 この規程の定めにかかわらず、裁量労働制教員の年次休暇、療養休暇、特別休暇及び組合休暇の取得単位は1日を単位とする。

（雑則）

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人の教職員となった者（以下「承継教職員」という。）の教職員となった年度の年次休暇の日数については、その者に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和42年愛知県条例第4号。以下「勤務時間等条例」という。）第10条第4項の規定に基づき繰り越された日数がある場合にあっては、当該年度に付与される日数に、20日を限度として当該繰り越された日数を加えることができる。

3 承継教職員が勤務時間等条例に基づき法人の設立日前に同日以後の期間について年次休暇、療養休暇、特別休暇又は組合休暇が与えられている場合は、この規程により与えられたものとみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成19年10月13日から適用する。

附 則 (平成20年3月8日規程第71号)

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年4月4日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月27日規程第22号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月5日規程第4号)

この規程は、公布の日から施行し、平成21年5月21日から適用する。

附 則 (平成21年12月7日規程第9号)

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日規程第18号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月28日規則第6号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月25日規程第7号)

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日規程第21号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規程第23号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日規程第12号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日規程第9号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月10日規程第1号)

この規程は、平成26年6月15日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日規程第14号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日規程第15号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月29日規程第1号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月21日規程第7号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月22日規程第1号)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日規程第17号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年8月26日規程第3号)

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日規程第11号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月23日規程第18号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第6条関係）

所 属	勤 務 時 間			休 憩 時 間
	区分	始 業	終 業	
県立大学事務部門 （学務部及び守山 キャンパスを除 く）、インターナシ ョナル・オフィス、 戦略企画・広報室	A	午前8時45分	午後5時30分	午前11時15分から 午後0時15分まで
	B	午前8時45分	午後5時30分	午後0時15分から 午後1時15分まで
	C	午前10時45分	午後7時30分	午後0時15分から 午後1時15分まで
	D	午前11時30分	午後8時15分	午後4時30分から 午後5時30分まで
	E	午前11時30分	午後8時15分	午後5時30分から 午後6時30分まで
県立大学事務部門 学務部	A	午前8時15分	午後5時00分	午後0時15分から 午後1時15分まで
	B	午前8時45分	午後5時30分	午前11時15分から 午後0時15分まで
	C	午前8時45分	午後5時30分	午後0時15分から 午後1時15分まで
	D	午前9時15分	午後6時00分	午後0時15分から 午後1時15分まで
	E	午前9時45分	午後6時30分	午後0時15分から 午後1時15分まで
	F	午前10時45分	午後7時30分	午後0時15分から 午後1時15分まで
	G	午後0時40分	午後9時25分	午後4時20分から 午後5時20分まで
県立大学事務部門 守山キャンパス	A	午前8時45分	午後5時30分	午後0時から 午後1時まで
	B	午前8時45分	午後5時30分	午前11時45分から 午後0時45分まで
	C	午前8時45分	午後5時30分	午後0時30分から 午後1時30分まで
	D	午前9時30分	午後6時15分	午後0時45分から 午後1時45分まで

	E	午前10時30分	午後7時15分	午後0時30分から 午後1時30分まで
県立芸術大学事務 部門（学務部を除く）		午前8時45分	午後5時30分	午前11時30分から 午後0時30分まで
県立芸術大学事務 部門学務部	A	午前8時15分	午後5時00分	午前11時15分から 午後0時15分まで
	B	午前8時45分	午後5時30分	午前11時30分から 午後0時30分まで
	C	午前9時15分	午後6時00分	午後0時15分から 午後1時15分まで
	D	午前10時55分	午後7時40分	午後0時15分から 午後1時15分まで
	E	午前11時25分	午後20時10分	午後0時30分から 午後1時まで及び 午後5時から 午後5時30分まで
法人事務部門及び 監査室		午前8時45分	午後5時30分	午前11時30分から 午後0時30分まで

別表第2（第16条関係）

新たに教職員となった者の年次休暇の日数

新たに教職員 となった月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年次休暇の日 数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

別表第3（第18条関係）

事 由	期 間	
	「※短時間勤務の場合」の規定は、短時間勤務する 教職員について別の定めをする場合の取扱いを 示す。	単位
不妊治療を受ける場合	1年度につき5日（体外受精又は顕微授精を受ける場合は10日）以内の期間	日又は 時間
出産する場合	出産予定日前8週間目に当たる日（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目に当たる日）から出産の日後8週間を経過する日までの期間	日
妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目に当たる	5日以内の期間	日又は 時間

<p>日（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目に当たる日）から出産の日後当該子が1歳に達する日までの期間（職務の特殊性のためこの期間により難い場合においては、理事長が別に定める期間）にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育するとき</p>		
<p>生後1年6月に達しない子を育てる場合</p>	<p>次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める回数とする。</p> <p>（1）女性である教職員 1日2回各1時間以内の期間</p> <p>（2）男性である教職員（当該生児の母がその生児を常態として育てることができる教職員を除く。） 1日を通じて2時間から当該生児の母が育児時間、部分休業その他育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている時間を減じた時間の範囲内で1日2回各1時間以内の期間</p> <p>※短時間勤務の場合</p> <p>3時間55分勤務の日は、1日1回30分以内の期間</p> <p>3時間55分を超え7時間45分未満勤務の日は、1日2回各30分以内の期間</p> <p>7時間45分勤務の日は、1日2回各1時間以内の期間</p>	<p>回</p>
<p>中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する教職員が次に掲げる当該子の世話等を行う場合</p> <p>（1）負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話</p> <p>（2）疾病の予防を図るために必要なものとして当該子に予防接種又は健康診断を受けさせること</p> <p>（3）感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話</p> <p>（4）当該子の入園（入学）式、卒園（卒業）式への参加</p>	<p>1年度につき5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日）以内の期間</p>	<p>日又は時間</p>
<p>要介護者の介護、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行及びその他の必要な世話を行う場合</p>	<p>1年度につき5日（要介護者が2人以上の場合は10日）以内の期間</p>	<p>日又は時間</p>
<p>女性である教職員が生理のため勤務が著しく困難である場合又は生理に有害な業務に従事する場合</p>	<p>1回について連続する3日以内の期間（週休日又は休日又は期間に含む）</p>	<p>日又は時間</p>

親族の死亡の場合	<p>1 次の各号に掲げる死亡した親族の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。 (ただし、週休日又は休日は期間に含めない。)</p> <p>(1) 配偶者 7日</p> <p>(2) 血族</p> <p>ア 一親等の直系尊属(父母) 7日</p> <p>イ 一親等の直系卑属(子) 5日</p> <p>ウ 二親等の直系尊属 3日</p> <p>エ 二親等の直系卑属(孫) 1日</p> <p>オ 二親等の傍系者(兄弟姉妹) 3日</p> <p>カ 三親等の傍系尊属(おじ又はおば) 1日</p> <p>(3) 姻族</p> <p>ア 一親等の直系尊属 3日</p> <p>イ 一親等の直系卑属 1日</p> <p>ウ 二親等の直系尊属 1日</p> <p>エ 二親等の傍系者 1日</p> <p>オ 三親等の傍系尊属(おじ又はおばの配偶者に限る。) 1日</p> <p>2 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。</p> <p>3 配偶者には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものであり、姻族の場合もこれに準ずる。</p> <p>4 代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、一親等の直系血族(父母及び子)に準ずる。</p> <p>5 日数は、休暇の承認が与えられた日から計算する。 (ただし、週休日又は休日は期間に含めない。)</p> <p>6 葬祭のため遠隔の地に旅行する必要がある場合には、往復に要する日数を加算することができる。 休暇の取得後に、対象親族の死亡を証明する文書(会葬御札等)の提示を要する。</p>	日
配偶者、父母又は子の祭日の場合	1日	日
結婚する場合	<p>6日以内の期間 (ただし、週休日又は休日は期間に含めない。)</p> <p>この特別休暇は、結婚の日の5日前の日から結婚の日後1年を経過する日までの期間において、6日以内とする。</p> <p>なお、「結婚の日」とは、婚姻届提出日、結婚式を挙げる日又は婚姻共同生活を始める日のいずれか早い日をいう。</p> <p>休暇の申請に当たっては、証明書等の提出は要しない。</p>	日
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	時間

裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	日又は時間
<p>自発的に、かつ、報酬を得ないで、社会に貢献する活動で次に掲げるものを行う場合。ただし、専ら親族に対する支援となる活動を除く。</p> <p>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>(4) 国、地方公共団体その他の団体が行う事業に係る活動</p>	<p>1年度につき5日以内の期間</p> <p>※(1)の短時間勤務の場合 (不斉一型短時間勤務教職員) 38時間45分に、短時間勤務の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)以内の期間</p> <p>(斉一型短時間勤務教職員) 5日に、短時間勤務職員の1週間の勤務日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数以内の期間(5日を超える場合は、5日)</p>	日又は時間
骨髄移植のための骨髄若しくは末梢 ^{しょう} 血幹細胞移植のための末梢 ^{しょう} 血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢 ^{しょう} 血幹細胞移植のための末梢 ^{しょう} 血幹細胞を提供する場合	必要と認められる期間	日又は時間
地震、水害、火災その他の災害により現住居を滅失され、又は損壊された場合	必要と認められる期間	日又は時間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により交通を遮断された場合	必要と認められる期間	日又は時間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第33条の規定により交通を制限され、又は遮断された場合	必要と認められる期間	日又は時間
妊娠中又は出産後1年以内の女性である教職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に	妊娠23週(第6月末)までは4週間に1回、妊娠24週(第7月)から35週(第9月末)までは2週間に1回、妊娠36週(第10月)から出産までは1週間に1	日又は時間

規定する健康診査を受ける場合	回、出産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、それぞれ1回について1日以内の期間							
妊娠中の女性である教職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間以内の期間	時間						
教職員が、妻の出産に伴い入院の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等を行う場合	妻の出産に係る入院等の日から出産の日以後2週間を経過する日までの間において、2日以内の期間	日又は時間						
妊娠中の女性である職員が妊娠に起因する障害のため勤務が著しく困難である場合	14日以内の必要な期間	日又は時間						
家族休暇	<p>次のいずれかの事由に該当する場合に、それぞれの事由に掲げる期間を単位として、次の事由のすべてを通じて1年度に9日以内の期間</p> <p>※短時間勤務の場合 （不斉一型短時間勤務教職員） 6時間45分に、短時間勤務の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）以内の期間</p> <p>（斉一型短時間勤務教職員） 9日に、短時間勤務の1週間の勤務日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）以内の期間（9日を超える場合は、9日）</p>	日又は時間						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季（5月1日から10月31日までの期間をいう。）において、元気回復又は家庭生活の充実を図る場合</td> <td>日</td> <td>1年度につき6日を限度として与える。ただし、理事長は教職員に対し6日のうち3日を8月12日から同月16日までの間で指定することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	事由	単位	備考	夏季（5月1日から10月31日までの期間をいう。）において、元気回復又は家庭生活の充実を図る場合	日	1年度につき6日を限度として与える。ただし、理事長は教職員に対し6日のうち3日を8月12日から同月16日までの間で指定することができる。	
事由	単位	備考						
夏季（5月1日から10月31日までの期間をいう。）において、元気回復又は家庭生活の充実を図る場合	日	1年度につき6日を限度として与える。ただし、理事長は教職員に対し6日のうち3日を8月12日から同月16日までの間で指定することができる。						

		<p>※短時間勤務の場合 (不斉一型短時間勤務教職員)</p> <p>4 6 時間 3 0 分に、短時間勤務の 1 週間の勤務時間を 3 8 時間 4 5 分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7 時間 4 5 分を 1 日として日に換算して得た日数 (1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数) を限度として与える。</p> <p>(斉一型短時間勤務教職員)</p> <p>6 日に、短時間勤務の 1 週間の勤務日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数 (1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数) を限度として与える (6 日を超える場合は、6 日)</p>	
--	--	--	--

	<p>配偶者、一親等の親族（父母、子、配偶者の父母等。ただし、中学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに教職員と同居している二親等及び三親等の親族（祖父母、孫、兄弟姉妹、伯叔父母等）の負傷又は疾病について看護を必要とする場合。</p> <p>なお、義務教育就学の終期に達するまでの子に予防接種を受けさせる場合も、看護を必要とする場合に含むものとする。</p>	日又は時間		
	<p>愛知県公立大学法人教職員表彰要綱（平成19年愛知県公立大学法人要綱第3号。以下「表彰要綱」という。）に基づく表彰を受け、又は法人の教職員として20年若しくは30年の在職期間（在職年数の計算は表彰要綱の例による。）を経過し、基準日（表彰を受けた日経過後最初の4月1日又は20年若しくは30年の在職期間を経過後の最初の4月1日とする。）から起算して1年以内の期間に旅行等により心身のリフレッシュを図る場合</p>	日		
	<p>教職員の子の在籍する学校等が実施する行事に出席する場合</p>	日又は時間		